

人権週間「ギャラリー」展

# 御同朋から の問い合わせ

「是旃陀羅」問題について

真宗大谷派  
**東本願寺**  
shinshū Otani-ha  
Higashihonganji



本展の開催にあたり、所蔵者をはじめ、関係諸機関、関係諸氏のご協力、ご助言に加え、展示協力をいただきました。ここに記して、心より御礼申し上げます。

(五十音順・敬称略)

大谷大学博物館  
国立公文書館  
国立国会図書館  
水平社博物館  
東京国立博物館  
原口 孝博  
反差別国際運動 (IMADR)  
マナケ・サンガラトナ

### 主な参考資料等

青木健『アーリア人』講談社、2009年

教学研究所編『現代の聖典』東本願寺出版、1999年

教学研究所編『現代の聖典 学習の手引き』東本願寺出版、1999年

小森龍邦『親鸞思想に魅せられて—仏教の中の差別と可能性を問い合わせ—』明石書房、2014年

是旃陀羅問題学習資料編纂委員会編『是旃陀羅問題について』真宗大谷派宗務所、2023年

是旃陀羅問題学習資料編纂委員会編『御同朋を生きる』真宗大谷派宗務所、2024年

反差別国際運動編『ダリットを知る』反差別国際運動 (IMADR)、2018年

広島部落解放研究所編『経典の「旃陀羅」差別を問う』広島部落解放研究所、2015年

広島部落解放研究所編『改めて経典の『旃陀羅』差別を問う』広島部落解放研究所、2021年

広島部落解放研究所編『『御同朋を生きる』の問題点と疑問』広島部落解放研究所、2024年

山崎元一『古代インド社会の研究 社会の構造と庶民・下層民』刀水書房、1987年

『宗報 宗報等機関紙復刻版』東本願寺出版

『真宗』東本願寺出版

『部落問題資料文献叢書 第四巻 水平新聞復刻版』世界文庫、1972年

『融和事業年鑑 昭和六年度版六巻復刻版』部落解放研究所、1970年

\* 本パンフレット内の日付は、1872(明治5)年12月までは陰暦による。

\* 引用などの旧漢字・旧仮名遣いは、原則、印刷標準字体および現代仮名遣いに改めた。

\* 『真宗聖典』は第2版（東本願寺出版）を用いた。

\* 『真宗聖典』（東本願寺出版）では「栴」を用いているが、引用文も含め、一般的によく使われる「旃」を用いた。

\* 聖教および史料には、今日の人権感覚に照らして不適当あるいは明確に差別表現と思われる表記が見られる。史料の公開や研究の蓄積に鑑み、さらに一層の検討を重ねた上で、差別の行われていた当時の社会的状況や被害の訴えを正しく認識し、その解消に資するため、史料表現をそのまま採用し「」を付した。

#### 【表紙の写真】

インド禪定林という仏教寺院。住職であるマナケ・サンガラトナ氏は、9歳で来日して仏教を学び、23歳で帰国してから、インド仏教再生のために尽力されています。

## 開催にあたって

私たち真宗大谷派は、『仏説觀無量寿經』（以下、『觀經』）序分・禁母縁に説かれる「是旃陀羅」の語について、誤った受けとめのままに長い間、教化の営みをしてきました。それによって部落差別を助長する布教をし、ご門徒をはじめ社会に対して差別する根拠を生み出し、部落差別を受ける人びとに、長年にわたり耐え難い苦しみを与えてきました。そうした歴史を省みると、宗門に身を置く一人として、まことに慚愧の念に堪えません。

真宗大谷派は、様々な差異を認め尊敬しあい、あらゆる人びとと共に宗祖が顕かにされた本願念佛の教えを聞いていく、同朋社会の実現を願う教団です。今、差別に苦しむ人びとの現実に目を背け、同朋会運動の願いを見失ってきた教団であることが問われています。その問いは当然、道を求める者に平等に開かれる仏陀釈尊の教えによって、新たな人間関係からなる僧伽を実現しようという、真宗門徒としての、私たち一人ひとりの課題であります。

現在「是旃陀羅」問題を通して、僧侶や門徒といった立場をこえた学びの輪が全国に広がっています。一層の学習と理解の促進のため、本展がその一助になることを願います。

この問題から、あらためて被差別者からの問い合わせに向き合い、『觀經』序分を読みなおします。そして、宗祖親鸞聖人の出遇われた「われら」の地平に立ち帰り、同朋会運動を再生する歩みを、一人ひとりの足もとから確かめてまいります。

2025年12月

宗務総長 木越 渉

# 「是旃陀羅」問題 Q&A

## Q1 「是旃陀羅」ってなに？ぜせんだら

A. 浄土真宗で大切にする経典の一つ、『観経』に説かれる言葉です。

→ 詳しくは28へ

## Q2 「旃陀羅」ってなに？せんだら

A. 古代インドの身分階級の名前です。その階級とみなされた人びとは、インドの歴史の中で、社会から排除されました。

詳しくは5~8へ ←

## Q3 どういう問題なの？

A. 「旃陀羅」の語は、社会的な位置づけが似ていることから、日本では被差別部落にたとえて説明され、生まれ(世系)で差別される(部落差別を受ける)人びとを侮蔑する言葉として使われました。

→ 詳しくは12~14へ

## Q4 部落差別ってなに？

A. 被差別部落に住む人びと、そこにルーツをもつ人びと、またはそのように見なされた人びとを、日常生活や、結婚・就職などの場面において、不当に遠ざけ、見下し、排除することによって(権力者や多数派が)利益を得る行為、あるいはその存在や経験を無視することです。

詳しくは20~26へ ←

## Q5 大谷派は何をしたの？

A. 1つには、教団は差別的な社会通念をそのまま用いて『観経』の「是旃陀羅」を解釈し、部落差別を容認するような教化を行ってきた罪責があります。  
2つには、そのことで被差別部落のご門徒を差別し、宗祖親鸞聖人の教えに背いてきました。

→ 詳しくは15~18へ

## Q6 親鸞聖人の教えとは？

A. 親鸞聖人は、ともにお念佛の教えを聞く人びとを「御同朋・御同行」と敬意をもってかかわられた方です。お念佛の教えは、道を求める者に、だれにでも平等に開かれています。その道は、分別を超えて一人の人間であることを正直に生きる道です。  
「是旃陀羅」問題はその教えに背き、現にある差別にふたをし、自らの差別心をかえりみることなく、自分の都合ばかりを生きようとする問題なのです。

詳しくは29~32へ ←

## | 「旃陀羅」差別と仏教

「旃陀羅」とは、インドの「チャンダーラ（cāñḍāla）」という言葉の音写語で、古代インド社会で成立した身分階級において、社会の外に排除された賤民階級を表した言葉です。現在は憲法で賤民階級は廃止されていますが、人びとの生活の中に慣習として、「旃陀羅」差別は今も存在しています。

この「旃陀羅」の語は、仏典の中にも見られます。そこで仏陀釈尊は「旃陀羅」を身分階級を指した言葉として用いており、生まれを問うことなく、だれもが平等に道を求めることができることを説きました。そして、階級社会のただ中で、まったく新しい人間関係（僧伽<sup>サンガ</sup>）を開いたのです。

一方で、社会における「旃陀羅」差別を是認したままの表現も、経典や戒律の中に見られます。それは結果として、社会の差別構造を無批判に受容し、かえって社会や人びとの生活の中に、差別を温存させる役割を果たしてきたと言えるでしょう。

そのような課題をもつ「旃陀羅」の語が、私たち真宗門徒が大切にする『觀經』序分の中に説かれています。

■ 1-1 「旃陀羅」という名前が意味するもの (P10) ↑

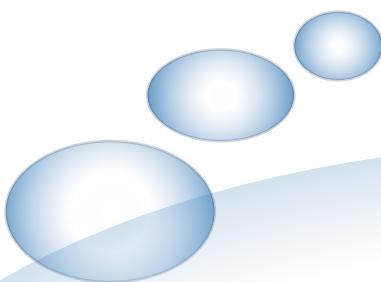
## 「旃陀羅」とは

※学習テキスト『御同朋を生きる』  
の該当する節とページです

## 「旃陀羅」



### 「チャンダーラ(candāla)」の音写語



- ◆ 古代インドの先住民部族の名
- ◆ アーリア社会の身分制度における「賤民」階級の名
- ◆ 最不浄とみなされた種族を代表する名
- ◆ 「不可触民」として、社会から排除された人びとの呼称

- 1-2 インド・アーリア社会におけるヴァルナ制の成立 (P11~P12)
- 1-3 「不可触民」制の成立 (P12~P14)

## アーリア人の侵攻と先住民との関わり

### ① B.C.1500~B.C.1000 パンジャーブ地方へ

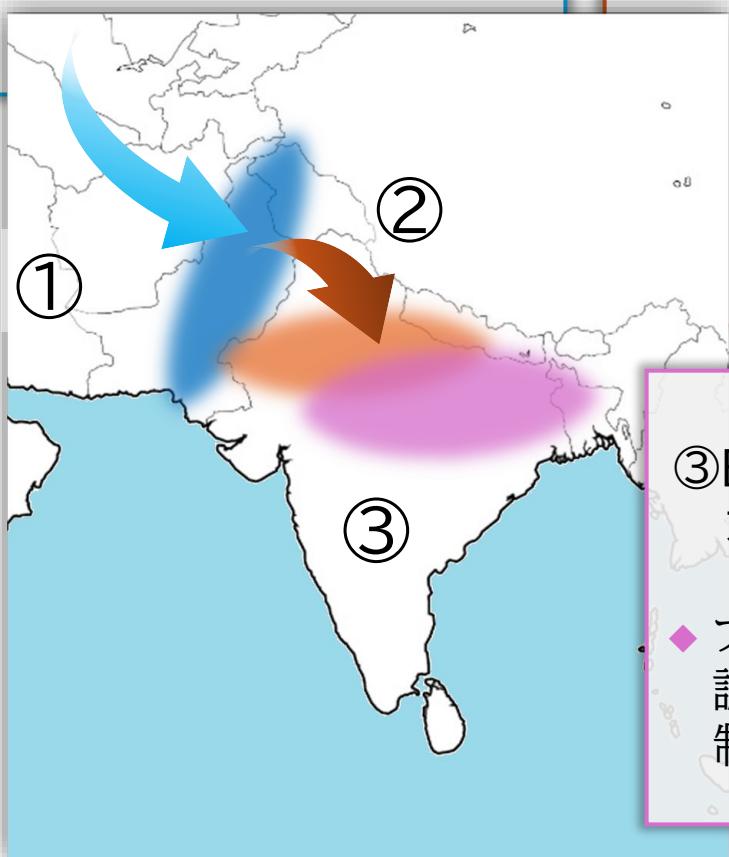
- ◆ 牧畜を主とした生活
- ◆ 先住民は隸属させるか、対等な関係を保つ場合もあった

#### アーリア人による支配体制の確立

B.C.1500年から、イラン地方からアーリアと自称する民族が移住し、「チャンダーラ」をはじめとする先住民部族を支配するようになった。時代とともに、その支配体制は強固となり、「チャンダーラ」は秩序維持のために利用されていくことになった。

### ② B.C.1000~B.C.800 ドアーブ地方へ

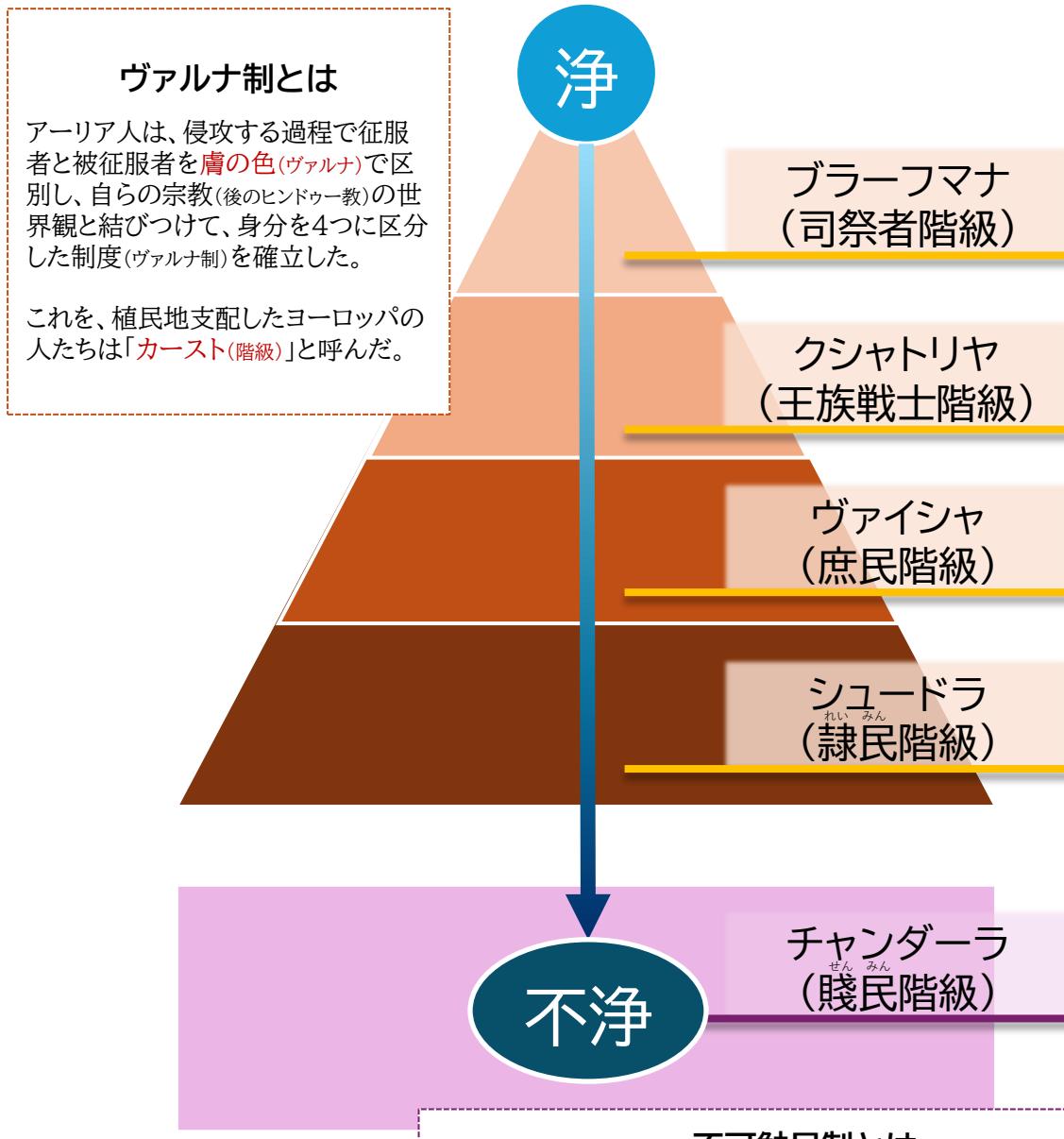
- ◆ 農耕を主とした生活
- ◆ 階層分化が顕著となり、4つの階級(ヴァルナ制)が成立



### ③ B.C.800~B.C.500 ガンジス川中流域へ

- ◆ ブラーフマナの浄性を強調するため、不可触民制が成立

# ヴァルナ制と不可触民制



## 不可触民制とは

アーリア人が支配を拡大する中で、ブラーフマナは自らの浄性を強調するため、ヴァルナ制を成り立たせる浄・不浄観を発達させ、賤民階級を「不可触民」と位置づけ、社会の構成員から排除した。

## ■ 1-3 「チャンダーラ」の生活 (P14~P16)

### 「旃陀羅」差別



「マニュアルスカベンジャー」という、排泄物の処理を素手で行う仕事に従事する様子↑  
(写真提供:IMADR)

### 「チャンダーラ」の生活

「チャンダーラ」とみなされた人々は、浄・不浄という観念によって、**不浄**とみなされるような仕事を余儀なくされた。また、居住地も衛生環境の悪い場所や、都市や集落の**外**に住まわざるをえない状況にあった。さらに、それらは**生得的**なもの(生まれによる)と考えられるばかりか、社会の秩序を乱すものは**墮姓者**として、「チャンダーラ」身分とみなされて追放されることもあった。

今なお、生活の中の当たり前として、差別的な社会通念は根強く残り、暴力を伴う制裁や殺害、性暴力などの被害はあとをたたない。

### アンベードカルと仏教改宗運動

B.R.アンベードカル(1891-1956)は、マハールという被差別カーストに生まれた、インドの身分差別撤廃をもとめる解放運動の指導者である。インド独立後の初代法務大臣を勤め、インド憲法の原案を作成し、**不可触民制を廃止**した。



また、差別の根源がヒンドゥー教にあると見定め、不平等と迫害からの解放を求めて、1956年10月におおくの被差別カーストの人びととともに、**仏教へ改宗**した。



1956年10月14日に行なわれた、仏教改宗の式典の様子→  
(写真提供:サンガラトナ・マナケ氏)

- 2-1四姓平等と身分差別の無根拠性 (P16~P18)
- 2-2生まれを問うな、行いを問うがよい (P18~P22)

## 仏教による身分差別に対する批判

「四姓は悉く皆平等なり。何の差別か有らん。」

(中略)四姓は世間の言説に差別せるのみなり。

乃至、業に依るに真実に差別無きなり。(中略)

皆これ業にして、真実に業に依れり。」(増阿含経(第548経)「摩偷羅経」より)

### 仏教の批判①

#### 「差別の根拠はどこにもない」

業(行為)という点からすれば、四姓は平等であり、世間の言説による差別にすぎず、差別の根拠はどこにも存在しないと批判している。

「生まれによってヴァサラになるのではなく、  
生まれによってブラーフマナになるのではな  
い。行為によってヴァサラになり、行為によっ  
てブラーフマナになる。」

(『スッタ・ニパータ』(1・7)「ヴァサラ経」136偈)

### 仏教の批判②

#### 「生まれを問うな、行いを問うがよい」

ヴァルナ制を支える「生まれによる」という観念を徹底して批判し、人間として生まれたことの平等性とともに、名称による区別は行為によることが説かれる。

仏教によって開かれた平等の人間関係は、インド・アーリア社会の身分差別をうち破った。その教えは、インド社会にとどまらず、やがて中央アジア、中国、そして日本にまで伝わった。だからこそ、仏教はあらゆる民族をこえて伝わる普遍的な力をもつ教えといえるだろう。

### ■ 3 仏典中の「チャンダーラ」に関する差別的表現について (P26~P30)

## 差別的な社会通念を是認した表現

人間として生まれたことの平等性が説き語られる経典がある中、一方で、**経典**や**戒律**において、差別的な社会通念を是認したままの表現がある。

### 「ウパーサカ(在俗の男性の仏教徒)の「チャンダーラ」

ぞうしぶきょうてん  
(増支部經典(5・175)「チャンダーラ經」より)

ここでの「チャンダーラ」は身分を指すものではなく、「賤しき者」「不淨な者」を表す言葉として用いられている。社会の中で差別的に機能している通念を根拠にした表現である。  
ここではそのウパーサカが非常に下劣であることを強調するために、「ウパーサカの「チャンダーラ」と、このように用いられている。

きじん しゃもんしゃくし くにく た  
「貴人がきて、沙門釈子(出家の仏弟子)が狗肉(犬の肉)を食べ  
ていると聞いたとすれば、お前は「旃陀羅」と同じだといって  
立ち去るだろう」

じゅうじゆりつ  
(『十誦律』(大正藏第23巻、186下)より)

世間の人びとは、仏弟子が犬の肉を食べたと聞けば「旃陀羅」と同じだとみて離れていく。  
だから、犬の肉を食べてはならない、と釈尊が定めたとしている。「旃陀羅」を差別する世間に合わせた表現。

なんじ とも つか じゅう  
「汝と共に事え住せず、

汝を厭惡すること「旃陀羅」のごとしと。」

(『十誦律』(大正藏第23巻、225下)より)

僧伽の中で、ある罪によって共に生活しないことを決定するとき、社会から差別排除された「旃陀羅」と同じく厭惡し、共に住しないと唱えた表白。社会通念を利用した差別表現である。

## II 教団の歴史的罪責

古代インドの階級社会に起因する「旃陀羅」差別は、日本においては部落差別問題として考えられてきました。中世・鎌倉時代の頃には、社会の中で被差別の立場に置かれた人びとが「旃陀羅」とみなされました。

この社会意識は、真宗教団が形成される過程においても、ともに教えを聞いてきた「同朋」を「旃陀羅」と呼び、排除するような掟書が定められるなど、教団内に受容されていきました。その意識はやがて宗学にも持ちこまれ、『觀經』の「是旃陀羅」解釈のうえに無批判に用いられていきます。そして近代・明治時代になると、社会・経済構造の変化にともない、ついには「母親殺しは旃陀羅の所行（行為）である」とみなし、実態のないことを事実のように断定した解釈となって、人間のもつ差別意識を問うどころか、むしろ部落差別を正当化する根拠となったのです。

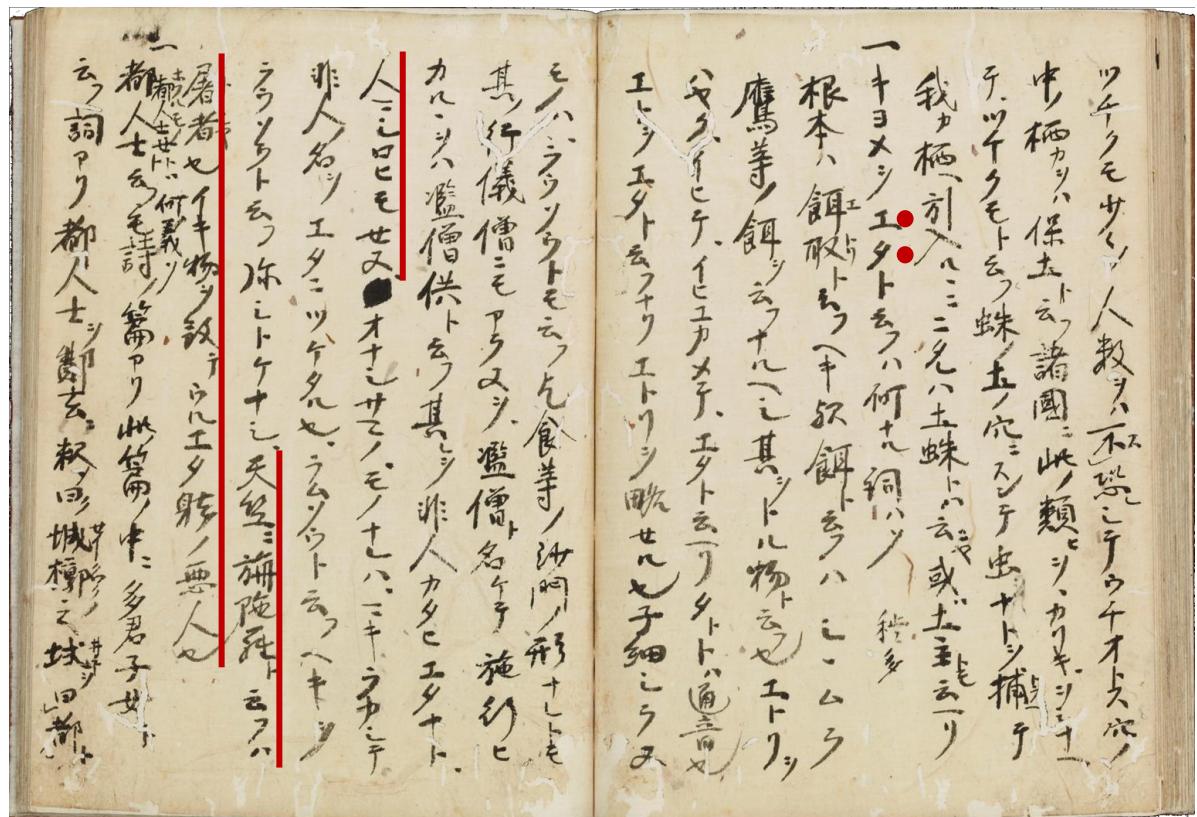
「是旃陀羅」の誤った解釈は、言葉に差別的な意味を与え、被差別部落への差別観念を人びとの日常意識の中に根づかせていきました。その差別意識が温床となり、布教という教化の現場で顕在化していったのです。

## ■ 1-1 『塵袋』に見られる「旃陀羅」の解釈（P31～P34）

### 「旃陀羅」差別と部落差別

なぜ、インドに由来する「旃陀羅」と日本の被差別民衆とが一緒に解釈されて伝わっているのか。

その歴史をさかのぼれば、中世に成立した **『塵袋』** にある。



東京国立博物館所蔵 Image : TNM Image Archives

「工タ」という語が記録された日本最古の史料。13世紀頃に著されたと言われ、その内容から、僧侶が執筆したと考えられる。

ここでは、「工タ」は「人まじろいもせぬ」といい、社会と交流がなく、排除された存在であることがうかがえる。

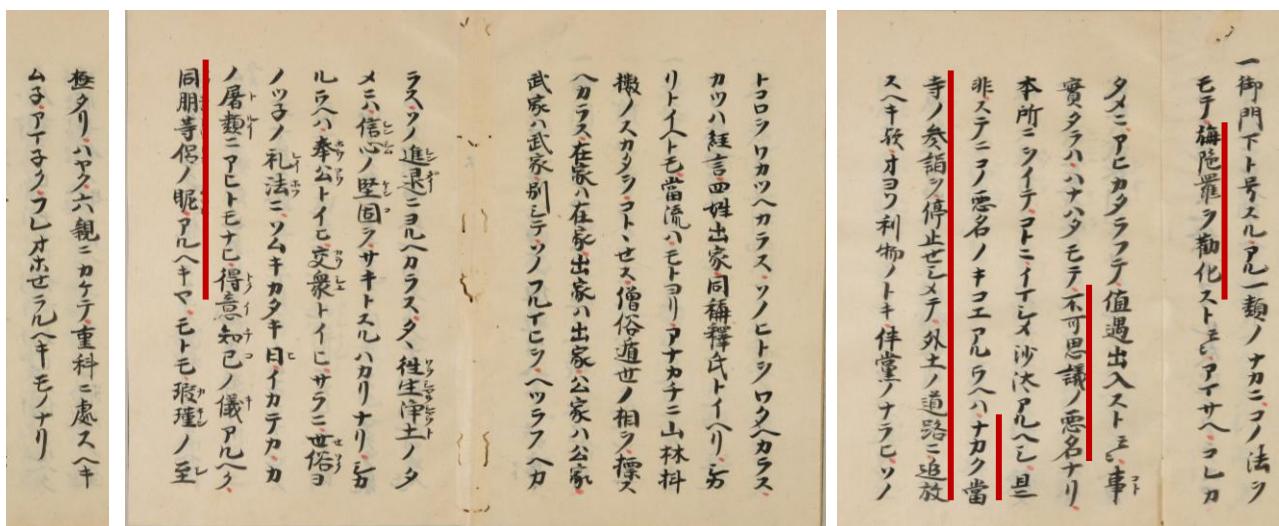
最後に、「天竺に旃陀羅というは屠者なり。いき物を殺してうる工タ体の悪人なり」と、「旃陀羅」＝「屠者」＝「悪人」＝「工タ」をひとくくりにしている。当時の社会状況と人びとの生活規範に合わせて、“わかりやすい”ように説明されたものと考えられる。

## 1-2 中世の初期真宗教団と被差別民衆 (P34~P38)

### 初期真宗教団と掟書

親鸞聖人が亡くなられてからさらに時代が下ると、門弟を中心に真宗教団が形成されていく中で種々の掟書が出される。

その中でも『十三箇条掟書』では、当時の被差別民衆を「旃陀羅」といい、差別的な取り扱いが規定されている。



恵空書写 大谷大学博物館蔵

〔趣意〕

な広いでべで間等侶の類と相伴い、おいても、さうに世間に本寺は特る。がが非でも、永く離れた地には名き、あわこての親鸞聖人の門流と称す。されど、そのうえは、奉公の爲めに誠本願寺に語り合いでいる。そのうえ、教化の人が、門流として出入りし、そのうえが、本願寺に参詣を停止せし。外土の道路に追放され、キ歎、オヨワ利物ノトキ伴當ノナテヒソノ

な広いでべで間等侶の類と相伴い、おいても、さうに世間に本寺は特る。がが非でも、永く離れた地には名き、あわこての親鸞聖人の門流と称す。されど、そのうえは、奉公の爲めに誠本願寺に語り合いでいる。そのうえが、本願寺に参詣を停止せし。外土の道路に追放され、キ歎、オヨワ利物ノトキ伴當ノナテヒソノ

な広いでべで間等侶の類と相伴い、おいても、さうに世間に本寺は特る。がが非でも、永く離れた地には名き、あわこての親鸞聖人の門流と称す。されど、そのうえは、奉公の爲めに誠本願寺に語り合いでいる。そのうえが、本願寺に参詔を停止せし。外土の道路に追放され、キ歎、オヨワ利物ノトキ伴當ノナテヒソノ

当時の被差別民衆への教化を取り締まり、“旃陀羅”を教化することや交流することは、非常に不名誉なことであると断罪されている。

教団の体制を整えるため、“同朋”である人びとを、社会通念にあわせて排除する意識が生まれた。

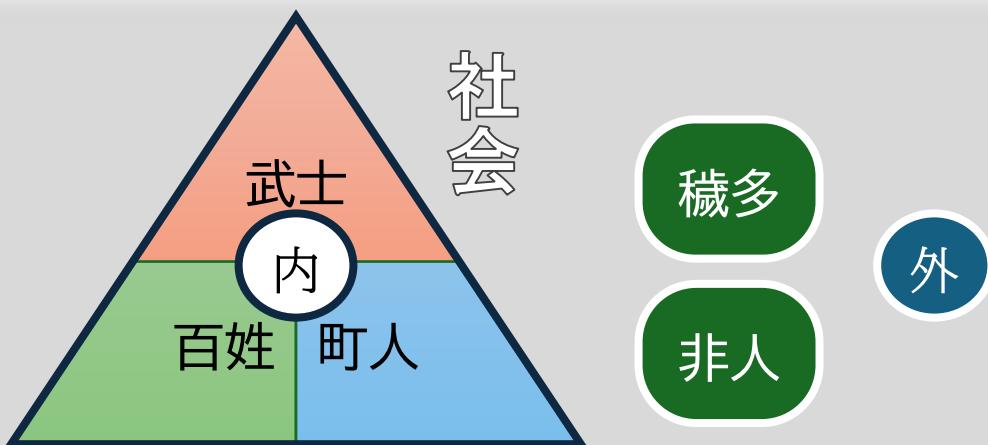
その背景として、教団の形成・発展にともない、大勢として**貴族化・権威化の傾向**を強めていった。その意識が、被差別民衆を排除し、差別を支えたのである。

## 1-3 近世の真宗教団と被差別民衆 (P38~P40)

### 近世身分制度の成立

近世期(江戸時代)になると被差別民衆は、大きくは「穢多」や「非人」に分けられ、差別が具体的な**制度となって固定化**された。

近世の身分制は、従来、「士・農・工・商・穢多・非人」と考えられていたが、現在では、「武士・百姓・町人」という三つの区分が実態に近いと改められている。そして、この**三つの外側に排除された存在**として、「穢多」や「非人」と呼ばれる身分が置かれた。他の身分より下の者として賤視されるだけでなく、居住地や交わりも制限された。



←東派浄土真宗一派官職衣体之次第

「穢多寺」というものがある。穢多寺の住職は、本山で剃髪することはない。その者たちは別の種類の僧侶であり、交わることがない。」

キリスト教弾圧を目的とした寺檀制度のもと、寺院は序列化された。被差別民衆を門徒とする寺院は「**穢多寺(穢寺)**」と呼ばれ、本山で剃髪することができないなど、差別的に扱われた。

被差別部落の多くの人びとが真宗門徒でありながらも、教団が、世俗の権力によって「穢多」と定められた人びとと共に生きようとするのではなく、むしろ**社会通念のままに差別している**ことがうかがえる。

## ■ 2-1 江戸時代の宗学における差別的解釈 (P40~P46)

### 近世の「是旃陀羅」解釈

江戸時代になると、僧侶の学びの場として学寮が創設された。そこで講師らが『観経』等について講義する中で、「是旃陀羅」についても解釈してきた。



大谷大学博物館蔵

初代講師 **光遠院恵空**

「旃陀羅は、日本の穢多の事なり。これらの者は天性として、その性猛惡、不道にして人皮畜生の形相なり。」  
(『観経愚聞記』1706年)

〔「旃陀羅」とは、日本の「穢多」のことである。これらの者たちは生まれつき性格が猛惡で、不道(無道)であって、人の皮をかぶった畜生のすがたである。〕

第五代講師 **香月院深励**

「是旃陀羅というは今申す如くこの方の穢多の如きものにて、人間交りのできぬものなり。

・ · · ·

この旃陀羅は常にものを殺すことを業にしておる。  
それ故に生まれつきからが暴惡にして、ものを殺すことを何とも思はず、仁義の道を習わず、心は禽獸も同然なるものなり。」  
(『観無量寿經講義』1809年)



大谷大学博物館蔵

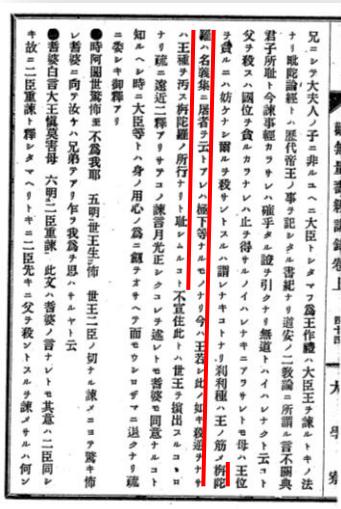
〔「是旃陀羅」というのは、今日述べられるように、日本の「穢多」のようなもので、人間としての交流ができないもののことである。……この「旃陀羅」とは、常にものを殺すことを生業にしている。だから、生まれつき暴惡であり、生き物を殺すことを何とも思わないで、人間が守るべき道徳を身につけていない。(そのため「旃陀羅」の)心は鳥や獸と同じようなものである。〕

近世の「是旃陀羅」解釈では、「暴惡」や「禽獸」といった、中国以来の差別的な解釈が無批判に取り入れられた。さらに解釈の上で、「日本の穢多の事なり」とたとえて、**日本の身分社会における被差別民衆に対する差別を強調**している。

## ■ 2-2 近代における解釈の変容 (P46~P55)

# 近代以降の「是旃陀羅」解釈の変容

明治時代になると、「是旃陀羅」解釈に変容が生じ、結果として、従来の「穢多」身分とされた人びとの差別が、さらに強化されていくこととなる。その背景にあったのが、「母親殺しは“旃陀羅”的すること」とみなした解釈であった。



講師 蜂屋良潤

としや  
みょうぎしゅう

「旃陀羅は名義集に屠者とあれば、きわめて下等なるものなり。今は王もしかくのごとき殺逆をなさば、王種を汚す旃陀羅の所行なりと恥しむること。」

(『觀無量壽經講錄』1901年)

〔「旃陀羅」というのは『翻訳名義集』に「屠者を云う」とあるので、極めて下等なもののことである。今は、阿闍世王がもしこのように母殺しをするのであれば、王種を汚す「旃陀羅」のすることであると恥じしめることである。〕

蜂屋良潤著『觀無量壽經講錄』巻上,  
真宗高倉大学寮,明34.6.  
国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/817665> (参照 2025-11-06)

講師 吉谷覚寿

いんど

しな

「旃陀羅とは、印度の言にて、支那の言にすれば惡殺ということにて、牛馬等を殺し人を殺すことを業とする者のことである。今阿闍世、母を殺するには旃陀羅の所業なりと、おとしめたることじや。」

(『淨土和讃説教』1906年)

〔「旃陀羅」とは、インドの言葉で、中国の言葉にすれば「惡殺」ということであり、牛や馬などを殺し、人を殺すことを生業にしている者のことである。今は、阿闍世が母を殺すのは「旃陀羅」のすることであると、おとしめることがある。〕



大谷大学博物館蔵

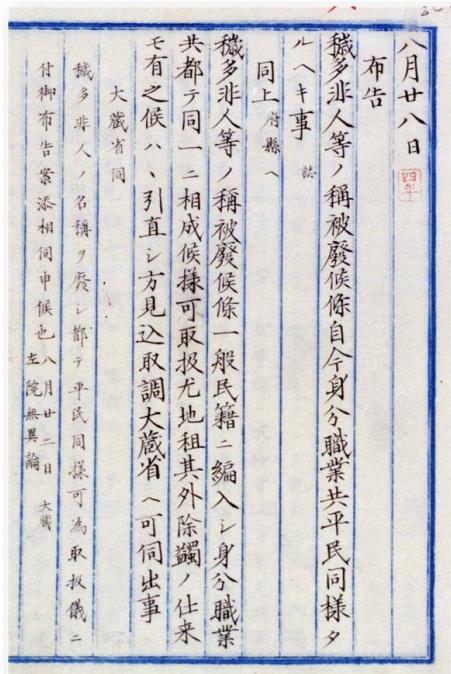
近代以降、近世にはみられなかった、「母を殺すことは“旃陀羅”的すること(ふるまい、所行、所業、行い)である」という解釈が浸透していった。

このような実態のないことを、事実のように断定した解釈として、差別が一層強まった要因は、近代になっても残り続けた「穢多」に対する差別意識だったのではないだろうか。

## ■ 2-2 近代における解釈の変容 (P46~P55)

# 近代以降の差別問題の変化

近代以降の解釈変容の背景として、部落差別への社会意識の変化がある。



国立公文書館蔵

柏原 祐義  
かしわはら ゆうぎ

「旃陀羅梵音チャンダーラ(candāla)、暴惡、屠者などと訳する。四種族の下に位した家無しの一族で、漁獵、屠殺、守獄などを業とし、他の種族から極めて卑しめられたものである。穢多、非人というほどの群をいう。」

(『浄土三部經講義』1912年)

「無道に母を害したまうは、穢多非人の御仕業である。」

(『浄土三部經和讃講話』1922年)

1900年を過ぎた頃、「穢多非人」をひとくくりにした解釈が登場する。近世と近代の解釈の問題点や傾向が統合されたような差別的解釈である。

実質的にあった差別意識の対象が露わになった表現といえる。

←「賤民廃止令」「解放令」

(太政官布告第449号)

1871(明治4)年に発布。「穢多」や「非人」等の賤称・制度が廃止され、職業も自由となった。

しかし、民衆の差別感情はより露わとなり、西日本を中心の一揆による被差別部落への襲撃事件が起きた。また、近代化に向けた当時の社会状況と相まって、被差別部落に対し「特殊部落」や「新平民」といった新たな賤称も生まれた。

1900年頃までに…

身分階級による社会構造に根ざした差別から、  
民衆の忌避意識に根ざした差別へ

1900年以降に  
登場する解釈



# 「旃陀羅」差別と「是旃陀羅」問題

本問題を考えるとき、「旃陀羅」差別と「是旃陀羅」問題を整理する必要がある。「旃陀羅」差別とは、当該社会における「チャンダーラ」や「穢多」といった被差別民衆に対する差別である。一方で、「是旃陀羅」問題とは、『観経』序分に説かれる「旃陀羅」の解釈とそれにもとづく教化に関する問題である。

## 「旃陀羅」差別

身分制度の成立

## 「是旃陀羅」問題

“旃陀羅は日本の穢多のようないいもの。”  
“母親殺しのような残虐な行いをし、社会を乱す者は、旃陀羅のようないいもの。”  
比較対象を比喩的に同じとみなす、比喩表現

身分制度の解体  
高まる差別意識

“母親殺しは旃陀羅のことだ。”  
差別意識にもとづき、事実のように断定した表現

近代以降の  
差別問題の変化

“母親殺しは穢多非人のことだ。”  
実質的にあった差別意識の対象が露わになった表現

対照すると、「是旃陀羅」について一貫した解釈はない。むしろ、社会の中で被差別民衆がどのような立場におかれていたのか、という社会構造の変化とともに、解釈が変化している。このことから、宗門が差別に苦しむ人びとの存在に無自覚・無関心であったことが窺える。

### III 御同朋御同行への裏切り

宗祖親鸞聖人は、ともに念佛の教えをいただく門徒衆を「おんどうぼう御同朋・おんどうぎょう御同行」と呼び、敬意をもって関わりをもたれていたと伝えられています。その中には当然、当時の社会において弱い立場にあった人びとも含まれていたでしょう。社会の中で「悪人」といや賤しまれる存在、戦乱や天災、飢饉ききんがおこれば真っ先に死に瀕するような存在こそ、親鸞聖人がともに念佛の教えを確かめられた御同朋・御同行でした。

しかし、真宗教団の歴史をかえりみれば、宗祖の精神に背き、御同朋・御同行への裏切りを重ねてきたと言わざるをえません。差別的な社会通念を無批判に受容して教団を形成し、体制や秩序を維持しようとしてきました。

被差別部落の人びとの多くが真宗門徒であり、「旃陀羅」の問題はその人びとの中から取りあげられました。特に「是旃陀羅」解釈については、あいつぐ布教使による差別説教をきっかけに、全国水平社から東西両本願寺に問題提起がなされています。

今あらためて、2013年に部落解放同盟広島県連合会から問われ、以来、対話と検討を繰り返してきました。100年以上も問われながらも現在まで克服しえないのは、私たちが無知・無関心であり続けてきたからにほかならないのです。

### 3-1 被差別民衆の門徒への差別（P55～P57）

# 全国水平社創立

被差別部落民の8割が真宗門徒である中、教団によって差別されてきた門徒衆の悲しみから出た抗議の声は、近代に入ってようやく現れる。



水平社博物館 提供

全國水平社創立

1922年3月3日、被差別部落の人々が、差別からの解放を目指して、自主的・自立的に立ち上がった初めての全国組織。

京都市公会堂で開かれた創立大会には、全国から約1000人が参加した。

写真は創立大会時の中心メンバー。

よねだとみ こまい きさく さいこうまんきち  
上段：糸田 審 駒井喜作 西光美士

上段：末田富、駒井喜作、西光万吉  
ひらのしょうけん みなみうめきち さかもとせいいちろう さくらだ きくぞう

一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて  
絶対の解放を期す  
一、吾々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す  
一、吾等は人間性的原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

# こうりょう 綱領・宣言・則・決議

創立大会では、日本初の人権宣言と言われる「綱領」「宣言」とともに、次の二項が決議された。

「部落民の絶対多数を門信徒とする東西両本願寺が此際我々の運動に對して抱藏する赤裸々なる意見を聴取し、その回答により機宜の行動をとること」

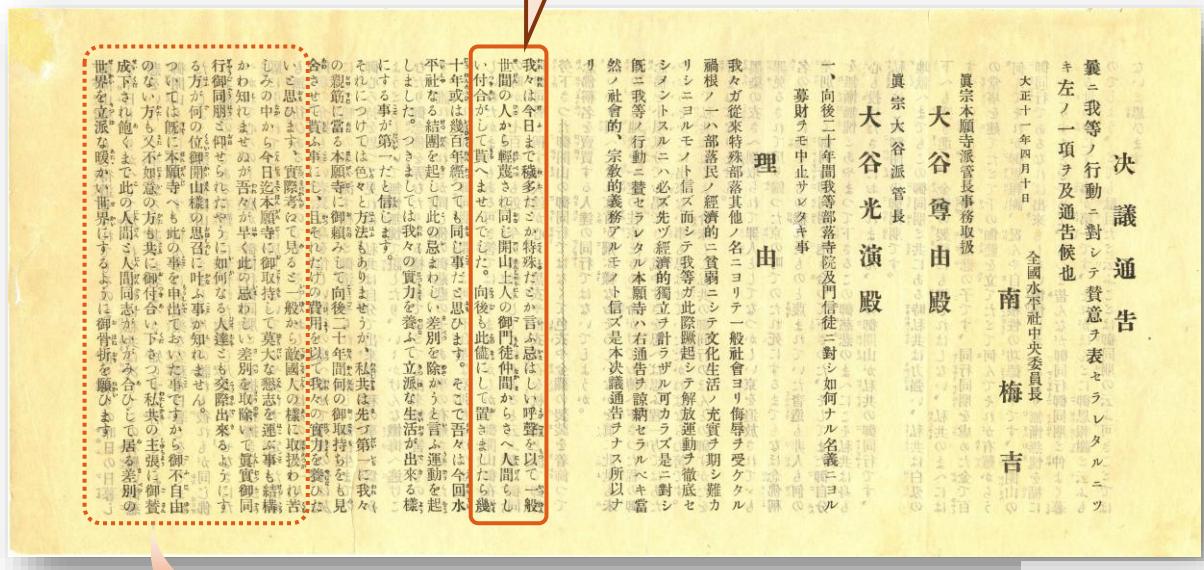
臺仁自治連合会 藏

## 3-1 被差別民衆の門徒への差別 (P55~P57)

### 宗門への問い合わせ

決議に対する東西両本願寺の所見を検討した結果、1922年4月、「募財拒否」の決議通告を行った。そして同時に、全国の被差別部落の人々に向けて、通告文に付して、「檄」を送った。

我々は今まで、穢多だとか特殊だとか言う忌まわしい呼び声をもって、一般世間の人から軽蔑され、同じ開山聖人のご門徒仲間からさえ、人間らしい付き合いがして貰えませんでした。



部落差別解消を願い、  
宗祖の教えへの回帰を訴える

このような痛切な声があがるまでに、いかなる差別が重ねられてきたのか。被差別部落のご門徒が、**水平社として自ら立ち上がらなければならなかった**ところに、真宗教団が、真宗の教えを聞きながらも、差別された者の声を聞いてこなかつたことがうかがえる。

### 3-2 僧侶による被差別民への侮蔑 (P57~P63)

# 差別説教と武内了温

教団における被差別民衆の排除という問題は、あらためて「是旃陀羅」の語を通して問われている。近代になると、門徒に対する寺院での布教の場で、差別的な解釈が問題として取り上げられるようになった。

## 富山別院での差別説教

## ＜事件の概要＞

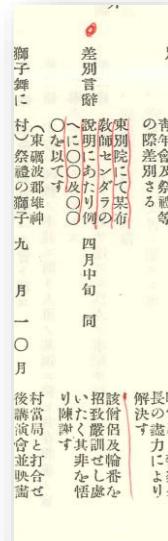
1930年4月、真宗大谷派富山別院において、布教使が「旃陀羅」の語を解釈するとき、被差別民衆と結びつけた説教を行った。

富山県融和会は、富山別院に対して抗議し、布教使  
当人と輪番が謝罪した。

<事件後>

1932年2月末に開催された全国融和事業協議会において、東西両本願寺に対し、布教使への訓示を行うよう要請された。

たけうちりょうおん  
それを受け、同年4月、武内了温が宗門内に「檄」を飛ばした。

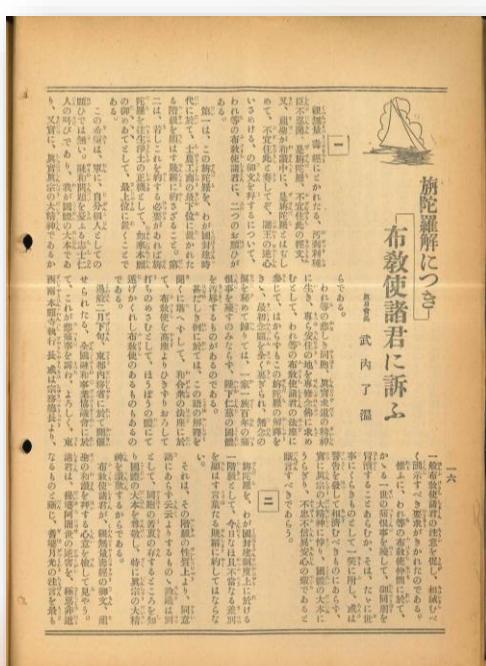


引用資料：  
『融和事業年鑑 昭和六年度版  
六巻 復刻版』  
(部落解放研究所、1970年)

温了内武

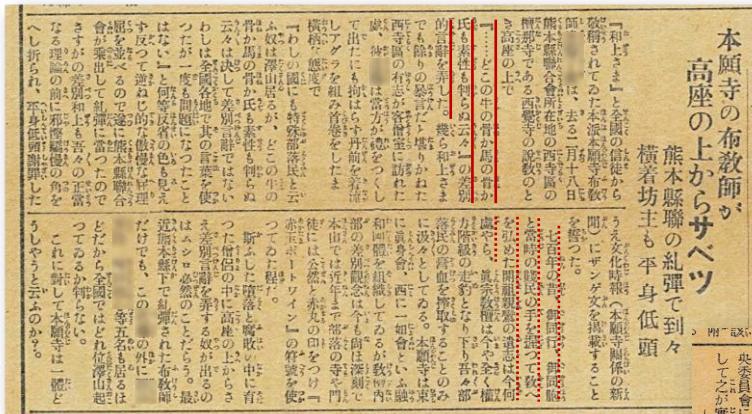


布教使諸君よ、決して旃陀羅語を封建時代より継承せる賤称に約すことなかれ。その一語を聞くことは、被差別者の血の涙をわかつことである。自己自身を葬ることである。



## 3-2 僧侶による被差別民への侮蔑 (P57~P63)

# あいつぐ布教使の差別事件と全国水平社



『水平新聞』1935年3月5日（水平社博物館蔵）

## 熊本県であいつぐ、布教使の差別事件

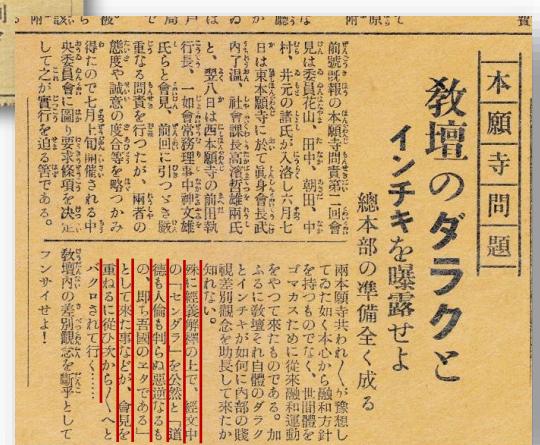
### <事件の概要>

1935年2月、本願寺派の布教使が説教の中で、被差別部落の人びとを「どこの牛の骨か馬の骨か氏も素性も判らぬ」などの差別発言。その後、問いただすも、反省することなく居直った態度だった。また、熊本県内では同様の差別事件が数件起きている。

### <事件後>

同年、全国水平社第13回大会で、東西両本願寺への問責が可決し、井元麟之ら水平社同人は両本願寺を訪問。その責任を追及とともに、融和運動方針の再検討を要求した。

これを受けた阿部恵水宗務総長（当時）は、教団内の布教使に対し、「旃陀羅」解について、「一派の面目に拘わる痛恨事」「堅く禁じたい」と呼びかけた。



『水平新聞』1935年7月5日（水平社博物館蔵）



井元麟之氏（原口孝博氏提供）

## 3-2 僧侶による被差別民への侮蔑 (P57~P63)

### 井元麟之の2つの問題提起



引用資料：『部落問題資料文献叢書 第四巻 水平新聞復刻版』（世界文庫、1972年）

#### <事件後②>

1940年7月、全国水平社の井元  
書記局長、松本治一郎中央委員  
会議長をはじめとする数名と、東  
西両本願寺の当局、さらには近  
畿融和会や中外日報社の代表な  
どによる懇談会が開催された。



↑「是施陀羅」問題についての学習会を行う井元氏  
(原口孝博氏提供)

井元麟之は「是施陀羅」問題について、大きく2点を提起した。

- ①「施陀羅」を日本の被差別部落にたとえたこと
- ②「暴力的で反社会的存在」として解釈したこと

この2点は、布教使個人の問題にとどまらず、布教使を支える教学を問い合わせ、「施陀羅」についての解釈が教化の現場で無批判に受容され、部落差別に大きな影響を与えていていることが指摘されている。

### 3-3 「是施陀羅」問題に関する宗門の取り組みと現状 (P63～P69)

## 『現代の聖典』と「是施陀羅」問題

1962(昭和37)年に同朋会運動がはじまり、『現代の聖典』をテキストとして発行。この中では『観経』序分が用いられた。

同朋会運動の最中、難波別院輪番差別事件(1967年)をはじめとして、大谷派は部落差別に関わる事件を、次々と引き起こした。これらの問題から、宗務審議会宗務検討特別委員会「答申」において、「施陀羅」解について、教団の自己批判と意義を明らかにすることを確認。



初版 (1962年)

初版では、序分は意訳され、「是施陀羅」の語の課題についての言及はない。



改訂版 (1989年)

「「是施陀羅」について」という解説を掲載。

同朋会運動40周年を前に、経験と反省を踏まえて改訂。



第3版 (1999年)

脚注と要語解説を掲載。さらに、『学習の手引き』を発刊し、以下の2つを掲載。

- ・解説「是施陀羅」について
  - ・『解説「是施陀羅」について』の補遺
- 大谷派の教学における「施陀羅」解釈の歴史  
および本文「是施陀羅」の分析と学びの課題—

### 3-3 「是旃陀羅」問題に関する宗門の取り組みと現状 (P63～P69)

## 部落解放同盟広島県連合会からの提起

2013年1月13日、部落解放同盟広島県連合会から、「是旃陀羅」問題について、あらためて問題提起がなされた。



↑ 当時、本問題を中心になつて宗門に訴えた、小森 邦（こう）氏（元広島県連合会顧問）

自殺にまで追い込む差別。「大慈大悲」の徹底した人間尊重の立場からすれば、『觀無量寿經』の「是旃陀羅」の教説部分は、被差別者にとってはやりきれないほど、心に痛みを感じるところである。

（『親鸞思想に魅せられて』より）

→ 広島県連合会から、本問題への宗門の取り組みについて、繰り返し問題提起がなされている。



「母親殺しは被差別民衆のすること」といった差別的解釈が、宗門の中で当たり前に受容され、同じ真宗門徒の中に差別・被差別の分断が生まれながらも、誰も問題にしなかつたような、差別問題に対する姿勢が問われている。

「王舎城の物語」で「母親殺しは旃陀羅のやること」とインド被差別カーストの人々を差別し貶めたが、インド被差別カーストの実態を全く知らない人には「旃陀羅」の語が持つ差別性に実感が伴わないかもしれない。だが諸師や僧侶が連綿と「旃陀羅とは日本の穢多のこと。それは禽獸」と説いてきた歴史を考えれば、「母親殺しは穢多（被差別部落民）のやること」と言っていることとなる。部落問題を多少なりとも知っているれば、それがいかにぬぐい難い差別であるか分かるであろう。

（『改めて経典の旃陀羅差別を問う』より）

## IV 『観経』序分をどのように受けとめるか

私たち真宗門徒にとって大切な経典の一つである『観経』序分には、古代インドの王舎城でおきた王位をめぐる事件が描かれています。その中で、父王を幽閉し、王位を奪った阿闍世王は、父を助けようとした母后である韋提希をも殺害しようとします。しかし、それは王族の秩序を乱す行いであると大臣たちが諫め、阿闍世は彼らの離反を恐れ、殺すことは止まるものの、韋提希もまた幽閉する、という事件です。

この大臣が諫めた言葉のなかに、「是旃陀羅」という語が説かれています。この語について、私たち宗門は長い間、誤った受けとめのままに教化の営みをしてきました。そして、社会に対し、差別を是認する根拠を生み出し、被差別部落の人びとに耐え難い苦しみを与えてきました。

そこで、仏教の平等思想に立ち帰り、あらためて『観経』序分を読みなおしました。そして、新たに確かめられたことは、諫めの中に表れた「是旃陀羅」という言葉が、王舎城という社会そのものがもつ差別構造を語り出したものであり、さらにこの言葉をとおして、まるで空気のように差別がある社会を生きる人びとの姿が見えてきました。

『観経』序分は、古代インドの差別的な身分社会の現実を語ることで、人間の苦悩の社会的背景を描き出しているのです。だからこそ、「旃陀羅」差別を自覚し批判していくことは、『観経』に学んだ現代の私たちの課題です。宗門にかかるすべての人が、宗祖親鸞聖人の立たれた「われら」の地平に帰る歩みとして、いま一度『観経』の学びを始めましょう。

はじめに 『観無量寿經』序分の概略 (P5~P6)

## 王舍城で起きた王位簒奪の物語

提婆達多は、名聞の心に負け、釈尊に代わり僧伽を支配しようとした。そして、自分への支援を求めて、釈尊の王子・阿闍世に近づき、父王・頻婆娑羅を殺して王位を奪うように唆した。その提婆達多の教唆に従つた阿闍世は、頻婆娑羅を幽閉し、誰も近づけないようにした。

母后・韋提希は、密かに牢獄へ行って食事を運んだ。そして頻婆娑羅は釈尊に、目連を遣わして八齋戒を授けてくださるよう願い、釈尊は願いに応じ、さらに富樓那をも遣わせ法を説き聞かせた。

頻婆娑羅を幽閉し王位を奪つた阿闍世は、「賊である父を助ける母も賊だ」と怒り、剣を抜いて韋提希をも殺そうとする。そのとき、二大臣・耆婆と月光は、阿闍世王に向つて、刹利種を汚すものは「旃陀羅」であると諫めた。阿闍世王は、大臣らの離反を恐れ、殺害を思いとどまり、韋提希を幽閉した。

耆闍崛山

王舍城城壁跡

## ■ 1-1 『観経』序分の禁母縁を改めて読みなおす (P70~P71)

## あらためて『観経』序分を読む

【訂正現代語訳】

そのとき、聰明で知識のある月光という名の一人の大臣が、大臣の耆婆とともに、王に礼拝して言いました。

「大王さま、私どもは、ヴエーダの論典にこのように説かれていると聞いています。世界の初めよりこれまで、多くの魔王がいて、国王の位を貪つて父を殺したものが一万八千にもなると。しかしいまだかつて（クシャトリヤの道をはずれて）無道に母を殺したということとは聞いたことがありません。王がいまそのような殺逆をなせば、クシャトリヤ種姓を（その罪で）汚すことになります。私ども臣下には聞くに堪えられません。この（クシャトリヤ種姓を汚す）ものは、「チャンダーラ」です。そうなっては、もはやあなたは「ニに住することできません。

■ 1-1 『觀経』序分の禁母縁を改めて読みなおす (P72~P80)

## 訂正現代語の5つのポイント

### 毘陀論経

ヴェーダの論典。  
王族の世系についての古い言い伝えを伝承するもの。王舍城という王侯社会の生活規範。

王位を奪うため、阿闍世が父だけでなく母までも殺そうとしたことは、これまでの王侯社会の慣習にない(=無道)。  
月光は、阿闍世の母親殺しを、極悪無道な行いとして批判するのではなく、社会秩序を乱す行いとして批判する。

### 無道害母

### 汚刹利種

古代インド社会を成り立たせる淨・不淨の秩序において、月光は阿闍世が秩序を乱すことを、「汚(けが)」す、と批判する。

社会秩序を乱すものは、墮姓者として「旃陀羅身分」に落ちる。  
月光は社会秩序を守るため、『毘陀論経』にもとづき厳正に処置する。

### 是旃陀羅

### 不宜住此

月光は、「旃陀羅」身分に落ちれば、王といえども王宮から出ていかなければならぬと断言する。

## ■ 2-2 『観経』序分の「是旃陀羅」という語の差別性 (P85～P88)

### 「是旃陀羅」を理解する3つのパターン

あらためて「是旃陀羅」を考えるとき、「旃陀羅」の言葉の性格から、3つのパターンが想定される。

①「是」=「旃陀羅」身分の人  
に対して用いる場合

「あなたは旃陀羅だ」と  
差別し侮蔑する言葉

②「是」=「旃陀羅」身分ではない人に対して用いる場合

「あなたは旃陀羅と同じだ」と言い、差別を利  
用して侮蔑する言葉

「**是**旃陀羅」

③「是」=「旃陀羅」身分そのものに用いる場合

「あなたは旃陀羅身分になる」という、  
差別社会の構造にもとづいた言葉

『観経』序分の「是旃陀羅」は③になる。

しかし、私たちの教学・教化の歴史は、長らく②として考え、部落差別を助長してきた。「旃陀羅」は差別語として機能する言葉だが、今、あらためて③として読みなおした解釈から、私たちの社会基盤にも通じるような、差別的な社会構造を抉り出す言葉となっている。

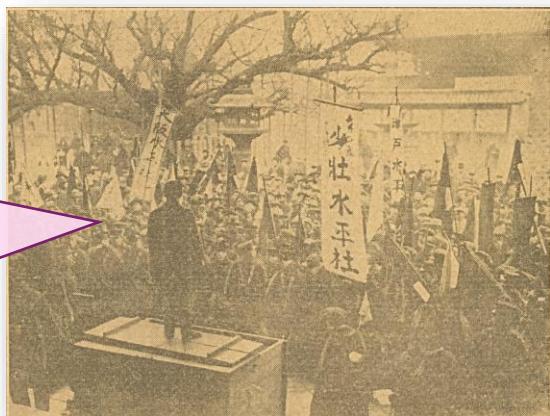
おわりに—宗祖が立たれた「われら」の地平に帰ろう (P98～P103)

## 同伴者親鸞

「是旃陀羅」問題は、全国水平社創立以来の問い合わせである。この100年、糾弾等を通して、部落差別に苦しむ人びとから一貫して提起されてきたことは、「**親鸞の精神に帰れ**」ということであった。

われわれ水平社の運動は700年前の親鸞に代わるのである。東西両本願寺の殿堂の莊嚴は親鸞を没却するものだ。われわれは命がけになって、初めて親鸞を見いだすのだ。

1923年3月3日、水平社は全国水平社第2回大会の前に東西両本願寺をおとずれ、賽銭箱の上に立ち、示威行動をおこなった。→



『アサヒグラフ』1923年3月5日号  
(水平社博物館蔵)

このような訴えが起こるということは、宗門がすでに親鸞聖人の根本精神に背くことを体質にしていると言われているに等しい。水平社が「**帰れ**」という親鸞聖人と、宗門が「**宗祖**」と仰ぐ親鸞聖人と、その**親鸞像の違い**が、「是旃陀羅」問題を100年の問い合わせにしてきたのではないか。

「中世以来描いてきた**貴人的親鸞像**から**民衆と常にともにあった同伴者的親鸞像へ**と視座を変換すべきことを宗門に対して訴えたものである。」  
（『部落差別問題等に関する教学委員会報告書』(2016年)）

「普共諸衆生」とほんとうにいえるのは、我々が「**共是凡夫**」といえるときにはじめてひらけることである。「同伴者親鸞」というのも**「凡夫である私」の傍に、凡夫となって親鸞聖人が親しくともにいて下さるのであり、そのことはそのまま、我々の中に法藏菩薩がいて下さることでもある。」**

(竹中智秀『同伴者親鸞』(1978年)、『教化研究』171・172合併号より)

## 当たり前の社会を見つめる、「未来」

「チャンダーラ(旃陀羅)」に類する人びとの差別は、日常生活の中に当たり前に存在してきた。インドにおいて、「不淨」とみなされてきた人びとは、慣例として、他の身分の人と同じ食器を使うことができないとされている。そのため、下の写真では、左側の女性が門の内側に立ち、相手に視線を向けることなく、やや高い位置から水差しで、手のひらに水を施している。

このような「旃陀羅」差別という世系(生まれ)にもとづく差別は、日本においては部落差別に代表されるように、今なお厳しく存在する。



(写真提供:IMADR)

まさにこれが、『観経』序分において「是旃陀羅」に象徴される社会であろう。空気のように、意識にもあがらないほど当たり前に、差別社会を生きる私たちなのである。

今、この「日常」を見ている少女がいる。これから社会をになう「未来」である。この眼差しの中にどのような社会を創造するのか。これまでの解釈を無批判に受容してきた私たちのあり方に、差別してやまない人間の愚かさと社会の息苦しさを見つめ、その原因を明らかにし、人間が人間として生きる社会を確かめていかなければならない。

# 閥連年表

是施陀羅問題の主な関連事項は赤字

年	月	宗派	部落解放運動
1918	7		米騒動。 被差別部落の人びとも積極的に参加。しかし、「部落はこわい」という差別意識の広まりから、被差別民衆が自らの出自を名のり、部落差別の解決が主張されるようになる。
1922	3	武内了温、水平社の糾問に対し「水平社の趣旨は真宗教義と一致するを以て、出来得る限り後援すべし」と回答。	全国水平社創立。翌日東西両本願寺を訪問し、本願寺の意向を糾す。
	4	全国水平社より「募財拒否」の決議通告を受ける。	水平社は被差別部落の門徒に向けて、募財拒否の決議通告とあわせて檄文を送り、団結を求める。
	4		奈良県での水平社の宣伝演説で、西光万吉が戯曲『毘琉璃王』を発表。
1924	3		全国水平社第3回大会で、仏教寺院の差別事象への注視と摘発を行う。 大会にて東西両本願寺に対し、「解放の精神を麻痺せしむるが如き一切の教化活動を排す」と決議する
1930	4	富山別院において、布教使による差別事件が起こる。 「施陀羅」を実際の被差別部落と結び付け、結果として被差別部落の人々を人間として許されない行為をするものと説いた。	
1932	2		「全国融和事業協議会」は東西両本願寺に対し、布教使に注意を促す訓示をするよう求める。
	4	武内了温、『真宗』4月号に「施陀羅解につき布教使諸君に訴ふ」を掲載。	
1934	5	熊本県下で布教使による差別事件が多発する。 本願寺派の布教使が、被差別部落の人びとに対して「どこの牛の骨が馬の骨かわからぬ」と差別説教。その他にも「施陀羅」を日本の被差別民衆にたとえ、差別されることを前世の報いとして説いていた。	
1935	6		本願寺問責第2回会見 水平社は「部落差別に対する教団そのものの姿勢が、教団内の差別観念を助長してきた」と厳しく糾弾。
1940	7		水平社は東西両本願寺を訪問。「是施陀羅」問題について訴える。 以降、訴えの中心となった井元麟之は、以後何度も両本願寺へ問題提起を行った。
1962	6	同朋会運動はじまる。『現代の聖典』初版、発行。	
1967	7	難波別院輪番差別事件 大阪・難波別院輪番が、被差別部落出身の職員に対し差別的な言動を繰り返す。	
1969	8	部落解放同盟中央本部による第1回糾弾会。以後、第8回(1971/12)まで持たれる。	
1970	10	『中道』誌差別事件 三条別院で行われた曾我量深の講話録が『中道』誌に掲載。中に「特殊部落」と記載。	
1977	7		井元麟之、「部落差別と仏教の業思想」発表。 「施陀羅」を暴虐非道で反社会的な存在として解釈し、さらに、日本の被差別部落に例えて解釈している問題を指摘。
1982	3		井元麟之、全国水平社60周年記念大会に出席後、翌日、西本願寺を訪問し宗務総長らと懇談。 懇談の記録は「最後の懇請」として発表。井元はこの懇談を最後に1984年3月13日死去。
1983	2	差別法名「釈尼施陀」発見。	
1986	5	「部落解放基本法」第1期署名運動。第2期は1991年。	
1987	3	宗務審議会宗務検討特別委員会において、「施陀羅」解について表明。 「施陀羅」の差別的解釈の歴史を自己批判し、その意義を明らかにすることが「答申」で確かめられた。	
	11	全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件。	
1989	3	『現代の聖典—親無量寿経序分』改訂版、発行。 「是施陀羅」についてという解説を掲載。	
	4	第1回真宗大谷派糾弾会。5月には第2回。	
1999	9	『現代の聖典』第3版、発行。 「施陀羅」の語に対する脚注と要語解説を掲載。	
	10	『現代の聖典 学習の手引き』、発行。 「解説「是施陀羅」について」、「解説「是施陀羅について」」の補遺一大谷派の教学における「施陀羅」解釈の歴史および本文「是施陀羅」の分析と学びの課題一」を掲載。	
2013	1		部落解放同盟広島県連合会、『現代の聖典 学習の手引き』について、記述の誤りについて指摘。さらに『觀無量寿經』「是施陀羅」の語に関する了解について問題提起。
	4	宗務所関係者（総務部、教学研究所、解放運動推進本部）が広島県連合会を訪問。	
2014	2	宗務所関係者（同上）、再度訪問。	小森龍邦、『觀無量壽經に魅せられて』で「『觀無量寿經』の「是施陀羅」の教説部分は、被差別者にとってはやりきれないほど、心に痛みを感じるところである。」と訴える。
2015	2	『真宗』2015年2月号に、「部落解放同盟広島県連合会の「是施陀羅」に関する問題提起を受けてー『現代の聖典 学習の手引き』の訂正ならびに宗派の取り組みについてー」を掲載。教団をあげて「是施陀羅」問題の取り組みを行っていくことを表明。	
	6	部落差別問題等に関する教学委員会が発足。	
2016	6	部落差別問題等に関する教学委員会が報告書を提出。（『真宗』2017年3月号に掲載。）	
	11	教学会議の課題別委員会・「部落差別問題等に関する教学委員会」報告書から見出される課題共有に関する教学委員会が発足。	
	12		部落差別解消推進法が施行。 法律の中で、部落差別が今なお存在し、許されないことが明記された。
2017	3	「是施陀羅」問題についての報告会を全教区対象に開催。（～2019年）	
2018	10	教学会議・課題別委員会より報告書が提出。（『真宗』2019年8月号に掲載。）	
2021	6	「是施陀羅」問題に関する決議を宗議会および参議会において全会一致で可決。	
2022	3	全国水平社100周年によせて木越涉宗務総長がコメント。さらに「全国水平社創立100周年にあたってー「是施陀羅」問題についてのお詫びと決意」を、望月慶子解放運動推進本部長（当時）により、岡田英治部落解放同盟広島県連合会委員長へ手交。	
	10	教学研究所と解放運動推進本部が合同で、是施陀羅問題学習資料編纂委員会を発足。	
2023	5	学習冊子『是施陀羅問題について』発行。	
	9	教区・組での課題共有のため、「是施陀羅」問題に関する教区説明会を開始。（～2025年）	
2024	1	学習テキスト『御同朋を生きる』発行。	
	8	広島県連合会との組織的対話の決着。今後は互いの提起について、双方向の学習を継続。	
	10		広島県連合会より『「御同朋を生きる」の問題点と疑問』発行。

# 「是旃陀羅」問題に関する決議

私たちは、近年、部落解放を願う人々から、教団の根幹である教学・教化・儀式に直結する厳しい提起を受けてきました。『仏説觀無量寿經』序分にある「是旃陀羅(ぜせんだら)」という言葉にかかる問題です。

このインドにおけるアウトカーストの人々を表す「旃陀羅」という言葉は、人間の尊厳を否定する根源的な差別語として機能してきました。私たちは、その言葉を聞くことで心が痛い、耐え難いと感じる人がいることに思いが至らず、法要儀式で読誦を繰り返し、またその言葉に「穢多」・「非人」という言葉を当てて教化してきた歴史がありました。私たちは、あらためて差別される痛みや苦しみを感じてこられたすべての人々に対し、深く謝罪いたします。

また、私たちは、全国水平社創立以来、「親鸞に帰れ」という願いのもとに発せられる悲痛な叫びに、真に向き合うことができませんでした。信心の問題と差別によって人間が否定されるという問題を切り離してしまうなど、教学・教化・儀式の課題として受け止めきれなかったと言わねばなりません。それは、カーストの克服を大きな課題とした釈尊の教えや、「みな、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれなり」と吐露(とろ)した宗祖親鸞聖人の教えに違(たが)うものであり、念佛の僧伽(さんぎ)を求める同朋会運動の精神に対して、自ら背を向けるものであったと深く慚愧(ざんき)いたします。

私たちが、是旃陀羅の問題をはじめ、聖教(しょうぎょう)における女性差別、また障がい者差別等、すべての差別問題における課題を共有することは、同時に、教えを通して我が身の差別性が自覚させられていくことあります。

全国水平社創立百年、立教開宗八百年を目前にした今、私たちは、差別を受けてきた人々に二度と同じ苦しみを与えることがないよう、また、差別をし、見過ごし気づけなかった過ちを繰り返すことのないように、あらためて、「人間解放」という人類共通の願いに向けた具体的な一歩を踏み出すべきであると考えます。

私たちは、宗憲前文の「同朋社会の顕現」という使命を果たすために、国家・宗教・民族・性別などのあらゆる差異(ちがい)を超えて差別のない社会を求め、継続的な努力と歩みを重ねていくことをここに誓います。

以上、決議いたします。

2021年6月28日

真宗大谷派 宗議会議員一同

2021年6月30日

真宗大谷派 参議会議員一同



編集・発行

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

初版 2023年12月 5日  
第2版 2024年 3月28日  
第3版 2025年12月 4日